

復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 (期限:平成32年度末まで)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人(「新規立地促進税制」は法人のみ)を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

特別償却 又は 税額控除 (法37条)	特別償却			選択 適用 ↔	税額控除(※1)			※1 税額控除は、税額の20%が限度。 但し、4年間の繰り越しが可能。 ※2 テナント建物の構造要件については、 「まちなか再生計画」に位置付けられた 場合には、非耐火構造でも対象。 括弧内は福島県の率
	取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31		取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ H33.3.31	
	機械装置	50% (即時償却)	34% (即時償却)		機械装置	15% (15%)	10% (15%)	
	建物等※2	25% (25%)	17% (25%)	建物等	8% (8%)	6% (8%)		

法人税等の 特別控除 (法38条)	雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除(※3)			※3 指定後5年間、税額の20%が限度 括弧内は福島県の率
	指定日	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~H33.3.31	
	控除率	10% (10%)	7% (10%)	

新規立地 促進税制 (法40条)	新設法人(※4)の再投資等準備金積立額 の損金算入(指定後5年間、所得金額を限度)	+	再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)	投資規模要件	
				大企業	中小企業者等
				初年度 3億円	①初年度300万円又は ②最大3年間で500万円

※4 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設定する復興産業集積区域内に限る。

研究開発 税制(法39条)	開発研究用資産について 特別償却(上記法37条の機械装置に係る特別償却率と同じ)	+	左記開発研究用資産の償却費の一部を税額控除 (税額の40%が限度)
------------------	---	---	--------------------------------------

(2) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条) (期限:平成32年度末まで)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※5)(8%)(H32.4.1以降に取得等するものについては、特別償却(17%)又は税額控除※5(6%)(福島県除く) (※5 税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(3) 出資に係る所得控除(法42条) (期限:平成32年度末まで)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された株式会社(復興指定会社)への個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

(4) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条) (期限:平成32年度末まで)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

2. 復興特区支援利子補給金制度(法44条)

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ

①新規立地新設企業5年間無税(法人のみ)



②投資に係る特別償却・税額控除

③雇用している被災者への給与等支給額の10%を税額控除

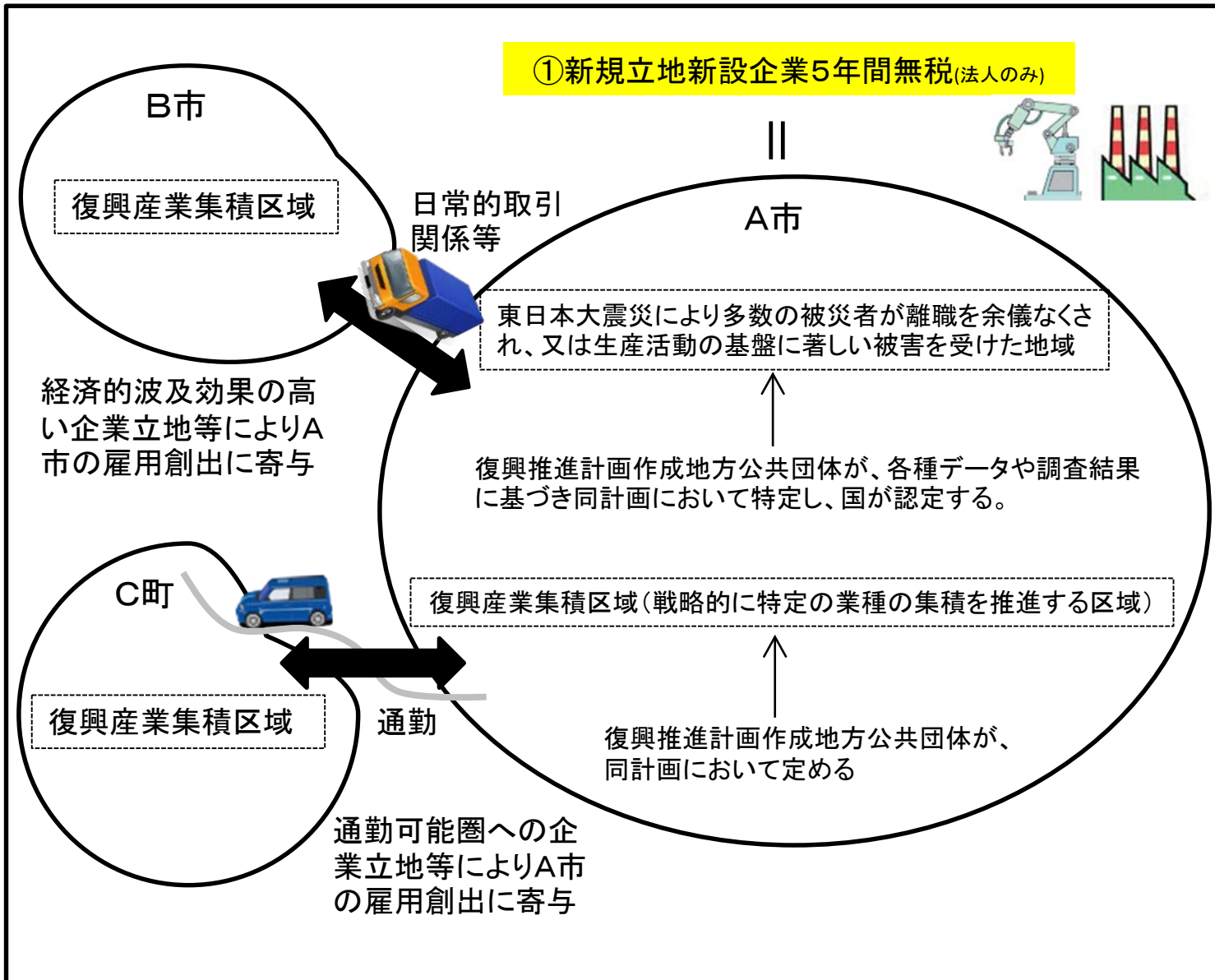
④研究開発税制の特例

⑤地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

※B市又はC町が特例の対象となるのは、

・県がA市とB市又はC町を区域を含む計画を作成する場合

・A市とB市又はC町が共同で計画を作成する場合



平成33年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

- 機械・装置 :取得価格の50%又は34%の特別償却、15%又は10%の税額控除(※2)
- 建物・構築物 :取得価格の25%又は17%の特別償却、8%又は6%の税額控除(※2)

(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用の確保に寄与する事業等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

特別償却・税額控除の率（特別償却と税額控除は選択適用）

	特別償却		税額控除	
	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31
機械・装置(※3)	50%	34%	15%	10%
建物・構築物(※4)	25%	17%	8%	6%

(※3) 福島県:H28.4.1～H33.3.31即時償却、税額控除15%

(※4) 福島県:H28.4.1～H33.3.31特別償却25%、税額控除8%

○ 建築物整備事業の対象資産要件((1)又は(2)のいずれか)

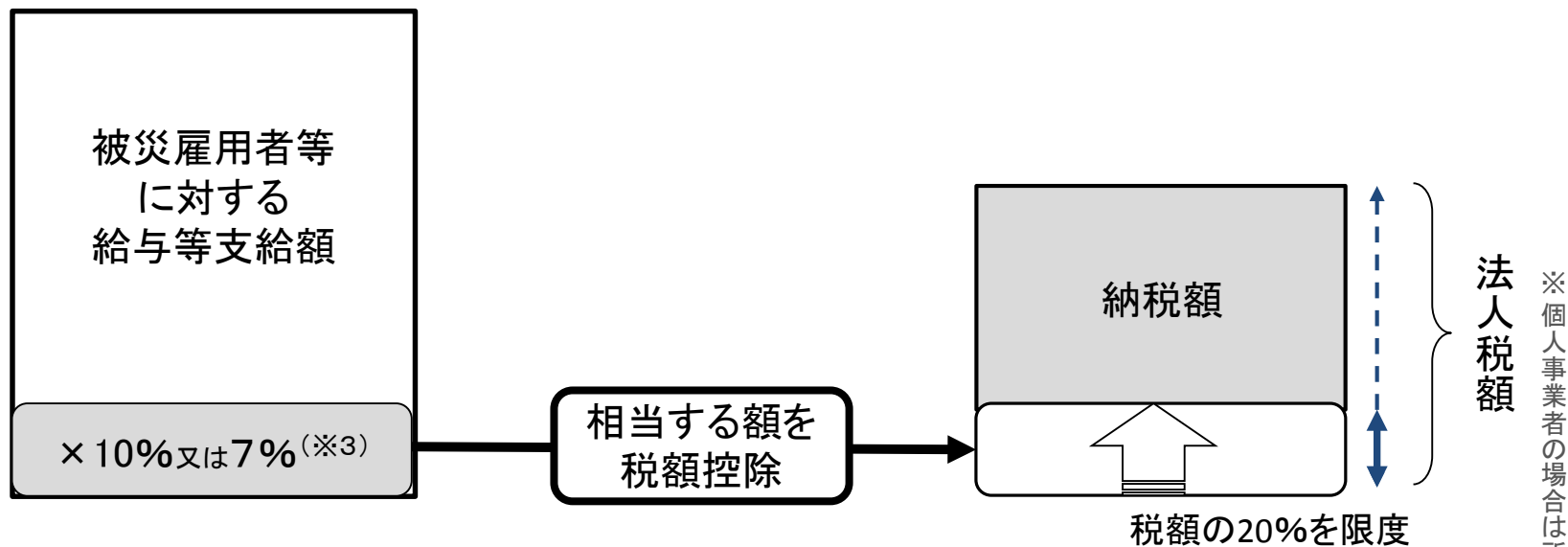
(1) 耐火建築物であること、かつ、次のいずれかを満たすこと

- ・延べ面積 1500㎡以上
- ・地上階数3以上・屋上広場
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 5000万円以上

(2) 「まちなか再生計画」に位置付けられた賃貸用建築物であること(非耐火建築物であっても可)、かつ、次のいずれかを満たすこと<平成28年度税制改正で追加>

- ・延べ面積 750㎡以上
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 2500万円以上

平成33年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(※2)に対する給与等支給額の10%又は7%(※3)を税額の20%を限度として控除できる。



(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(※3) 控除率は下表のとおり

	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
控除率(※4)	10%	7%

(※4) 福島県:H28.4.1～H33.3.31 10%

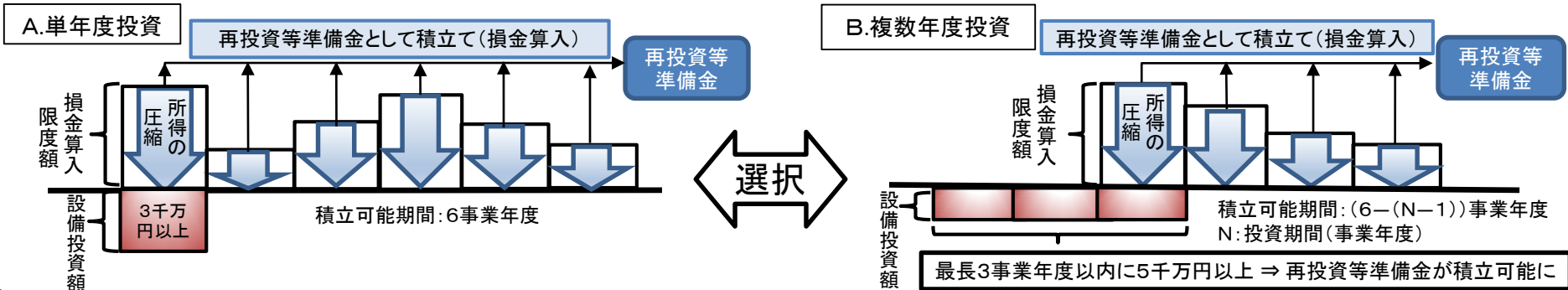
- (1) 平成33年3月31日までの間に指定^(※1)を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人（復興推進計画認定日以降に設立）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。
- (2) 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却（即時償却）できる。（なお、準備金の取崩し期間は5年間。）

(※1) 指定を受ける際の主な要件

- ① 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと（法第40条第1項）
- ② 特定復興産業集積区域内に本店を有すること（規則第17条第1項第1号）
- ③ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること（規則第17条第1項第1号）
- ④ 積立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと（規則第17条第1項第2号）
ただし、以下の要件等を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能（規則第17条第1項第10号）【H26税制改正対応】
（イ）法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること
（ロ）その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれが多い人数以下であること
- ⑤ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること（規則第17条第1項第4号・第5号）
- ⑥ 【H28税制改正対応】指定を受ける際の投資規模要件（規則第17条第1項第3号）

指定を受ける際の投資規模要件	H28税制改正前（H28.3.31以前指定）	H28税制改正後（H28.4.1以降指定）
大企業	指定を受ける事業年度に3億円 （下図のAパターン）	同左
中小企業者等	指定を受ける事業年度に3千万円 （下図のAパターン）	最大3事業年度内で5千万円でも可 ^(※2) （下図のBパターン）

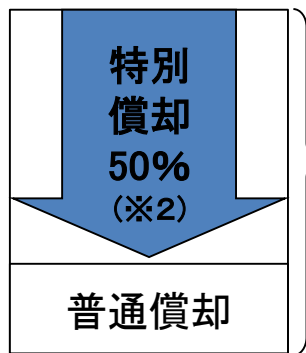
(※2) 下図Aパターンの要件を満たしていない場合であっても、指定日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている場合には、その投資額の累計が5,000万円に達した事業年度以後に適用可能



※本措置<法人のみ、法40条>、機械等に係る特別償却等<法37条>、被災者雇用の特別控除<法38条>はいずれかの選択適用。

- (1) 平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額の50%まで特別償却ができる(※2)。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能(※3)。

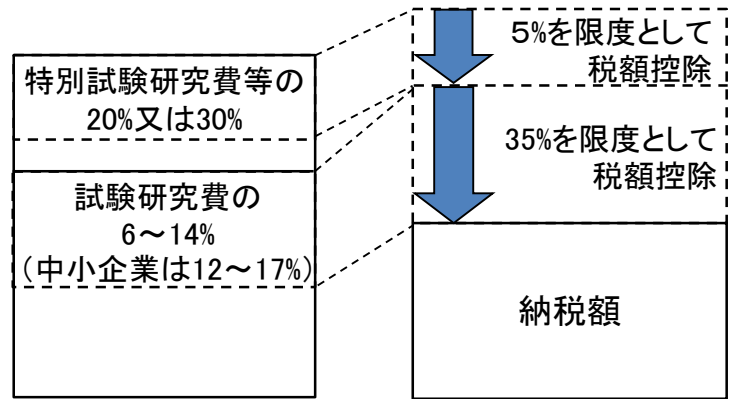
(1) 減価償却



償却費

+

(2) 研究開発税制の特例



※個人事業者の場合は所得税額

- (※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- (※2) 平成31年4月1日から平成33年3月31日までは34%。ただし、福島県においては即時償却。
- (※3) 現行の研究開発税制は、償却費の6~14%(中小企業者等は12~17%)を税額控除(法人税額の35%を上限)。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究に係る償却費の30%又は20%を税額控除(法人税額の5%を上限)。指定事業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなしその20%を税額控除(法人税額の5%を上限)することが可能。